

有限会社猫の手 身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に対する当社の基本的な考え方

身体拘束・行動制限は利用者の人間らしい生活を大きく損なうものであることを、職員全員が強く認識し、身体拘束等の廃止に向けて取り組むものである。

利用者の身体生命に火急に危険が及ぶ可能性がある緊急やむを得ない場合にあって、身体拘束等がやむを得ないと判断される場合には、その状況や時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由等、必要な事項を適切に記録・検証する。

2. 緊急やむを得ない場合の判断要件

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

3. 手続き

①組織として検討・決定

身体拘束適正化委員会などにおいて検討し、組織として決定する。

②個別支援計画・支援経過記録に記載

身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。

③本人・家族への説明

利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

④記録の作成

身体拘束を行った場合には、その状況及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

4. 身体拘束適正化検討委員会

身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

● 設置目的

- ・事業所内での身体拘束等の廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざる得ない場合の検討及び手続き

- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の廃止に関する職員全員への指導
- 身体的拘束適正化委員会の構成員
 - ・管理者（責任者）
 - ・サービス提供責任者
 - ・サービス提供責任者
- 委員会の開催
 - ・少なくとも 6か月に 1回開催する。

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修

- 支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を啓発する研修を実施する。
- 研修は少なくとも年 1 回以上の開催し、それ以外にも必要に応じて開催する。
- 本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

6. 身体拘束等発生時の対応

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いを行うこと。
- その手続きについては関連する障害福祉サービス等の事業所における組織による決定と個別支援計画への記載を求め、内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有すること。
- 記録等への記載については、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載を行う。
- 行動障害等に起因する危険行為を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行うこと。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ること。
- 身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除すること。
- 利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断を行うこと。

- 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているか確認する。
- 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。
- 身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を本人と家族に説明し、理解を得られるように努める。
- 身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に契約者・家族等とに説明し、同意を得たうえで実施する。
- 緊急やむを得ない身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討する。
- 身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、契約者、家族に報告する。

6. その他

- 利用者等は、当事業所においていつでも本指針を閲覧することができます。
- 職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を認めた場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで責任者への報告を行うこと。報告を受けた責任者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めることとする。規定に則らない身体的拘束が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への報告・説明を行い、所轄官庁への報告を行うこととする。

虐待防止に関する責任者：小林和茂

令和3年4月1日規定

令和8年1月29日改訂